

新潟県における薬物事犯の概要（令和7年中）



注意！大麻は「麻薬」！！

大麻を使うこと、つまり「施用」は、重大な法律違反です！



～令和6年12月12日施行の改正後の法律「麻薬及び向精神薬取締法」で、**大麻が麻薬として位置付けられました**。その結果**大麻の施用が禁止**され、これを破れば、**7年以下の拘禁刑**に処されます！～

1 総括

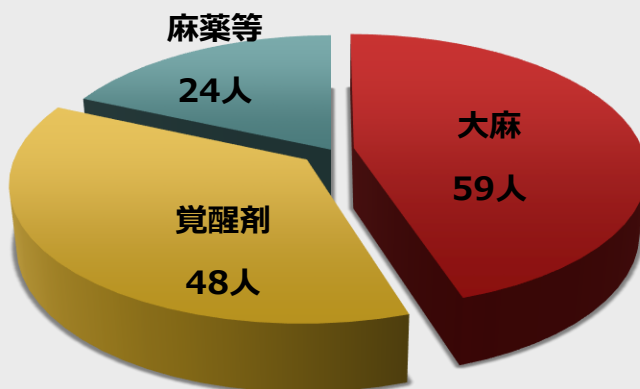
(1) 薬物事犯検挙状況

区分	総数	内訳		
		大麻	覚醒剤	麻薬等
令和7年	131	59	48	24
令和6年	98	40	39	19
増減	+33	+19	+9	+5

(2) 薬物事犯全体の傾向

- 令和7年中における薬物事犯全体の検挙人員は**131人**でした。
- 令和7年中の大麻事犯による検挙は**59人**で、令和6年と比較して**19人増加**しており、深刻な状況となっています。
全薬物事犯における大麻事犯の割合は**約45%**を占めています。
- 覚醒剤事犯の検挙人員は、令和6年よりも**9人増加**した**48人**で、薬物検挙人員全体の**約37%**を占めました。

令和7年中における薬物事犯検挙状況



2 大麻事犯の特徴

(1) 初犯者が多い

令和7年中に検挙した59人中、55人が初犯者（約93%）でした。

(2) 年齢層別の割合

令和7年中に検挙した59人中、20歳未満が8人（約14%）、20歳代が31人（約53%）であり、大麻事犯全検挙人員のうち30歳未満の割合が約66%を占めています。

3 覚醒剤事犯の特徴

(1) 再犯率が高い

令和7年中に検挙した48人中、26人が再犯者（約54%）でした。

(2) 年齢層別の割合

令和7年中に検挙した48人中、30歳代が8人（約17%）、40歳代が15人（約31%）、50歳以上が13人（約27%）であり、覚醒剤事犯全検挙人員のうち、30歳以上の割合が約75%を占めています。

4 令和7年中の主な検挙事例

- 新潟市江南区内におけるMDMA等密輸事件で外国人被疑者2人を検挙
- 福島県内における大麻施用事件及び関連事件で少年被疑者2人を検挙